

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

◇告 示 生活保護法による医療機関等の指定(社会課)

生活保護法による施術者の指定(〃)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

生活保護法による施術所の廃止(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 総務管財課に出納員を置き、出納長をして鳥取県庁北側有料
駐車場の利用料金の収納に関する事務を当該出納員に委任させ
ることとした。

二 この規則は、平成三年十二月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一の表中

| | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 部 | 広報文書課 | 公文書の開示及び行政資料の及び行政資料の写しの作成に現金の収納に関する事務 |
|---|-------|---------------------------------------|

| | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 部 | 総務管財課 | 鳥取県庁北側有料駐車場の利事務 |
| | 広報文書課 | 公文書の開示及び行政資料の及び行政資料の写しの作成に現金の収納に関する事務 |

提供に伴う当該公文書
要する費用に相当する
費用金の収納に関する
提供に伴う当該公文書
要する費用に相当する

に改める。

附 則

この規則は、平成三年十二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関及び薬局を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| 医療法人社団大谷医院 | 八頭郡那家町大字宮谷三二一 一五 | 平成三年十月一日 |
| 有限会社山田薬局 | 米子市道楽町一丁目八 | 〃 |
| 医療法人庄司医院分院 | 鳥取市湖山町北一丁目五四七 | 平成三年十月五日 |
| 医療法人社団梅澤産婦人科医院 | 鳥取市南吉方三丁目五三二 | 〃 |
| 医療法人竹田内科医院 | 鳥取市本町二丁目一〇九 | 平成三年十月十五日 |

ちず薬局

八頭郡智頭町大字智頭一六四
二

〃

医療法人視部医院

気高郡気高町大字浜村一十二

〃

医療法人社団尾崎病院

鳥取市湖山町三六八三

平成三年十月二十一日

赤松整形外科医院

米子市富士見町二丁目一〇十三

〃

谷岡薬局

鳥取市栄町七〇二

平成三年十月二十四日

鳥取県告示第八百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|---------------|------------|
| 上野整骨院 | 境港市京町一六七 | 平成三年十月十五日 |
| 上田接骨院 | 鳥取市富安二丁目九二 | 平成三年十月二十四日 |
| 山本整骨院 | 鳥取市吉方温泉二丁目五二三 | 〃 |

鳥取県告示第八百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 大谷医院 | 八頭郡家町大字宮谷二二一 十五 | 平成三年十月一日 |
| 山田薬局 | 米子市道笑町一丁目八 | 昭和三十五年一月一日 |
| 福島小児科医院 | 米子市上福原一四六三 | 平成三年九月二十日 |
| 福島小児科医院 永江クリニック | 米子市永江五〇一 | 〃 |
| 渡部医院 | 米子市大篠津町四六九四 | 昭和六十二年九月十一日 |
| 境港ドラッグ | 境港市相生町一一八 | 平成三年九月十日 |
| 久松薬局 | 鳥取市東町三丁目二六四 | 平成二年四月十五日 |
| 天満医院 | 米子市博労町一丁目一二四 | 昭和五十四年五月十五日 |
| 庄司医院分院 | 鳥取市湖山町北二丁目五四七 | 平成元年十月一日 |

梅津産婦人科医院

鳥取市南吉方三丁目五三三

昭和六十一年十二月一日

竹田内科医院

鳥取市本町二丁目一〇九

平成三年九月一日

視部医院

気高郡気高町大字浜村一一二

〃

医療法人社団尾崎外科診療所

鳥取市湖山町三六八三

平成三年十月一日

馬淵医院

西伯郡中山町上市二九

昭和六十年一月六日

谷岡薬局

鳥取市永楽温泉町一〇五十三

平成三年九月二十一日

鳥取県告示第八百三十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 住 所 又 は 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------|---------------|------------|
| 音田整骨院 | 倉吉市上井町三九六 | 昭和六十二年三月六日 |
| 上野整骨院 | 境港市京町一六七 | 平成元年一月三日 |

| | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 院 長石柔道整骨療 | 八頭郡智頭町大字大背二八 | 昭和五十二年四月十九日 |
| 伊藤 敦夫 | 境港市巾町八一 | 平成三年十月四日 |
| 神庭 長一 | 境港市末広町一 | 平成三年十月七日 |
| 木下 茂 | 境港市日ノ出町 | 平成三年十月四日 |
| 木下 公男 | 境港市朝日町 | 平成三年十月七日 |
| 木村 朝彦 | 境港市京町三五 | 平成三年十月四日 |
| 木村 千代子 | 境港市小篠津町五一五三 | 平成三年十月七日 |
| 渡辺 繁利 | 境港市渡町 | 〃 |
| 石塚 整骨院 | 鳥取市永楽温泉町三七六 | 昭和五十九年三月二十四日 |
| 浦島 多吉 | 倉吉市荒神町 | 平成三年十月十五日 |
| 浦島 伸子 | 〃 | 〃 |
| 山本 整骨院 | 鳥取市吉方温泉二丁目五一三 | 昭和六十三年四月八日 |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】